羅　針　盤

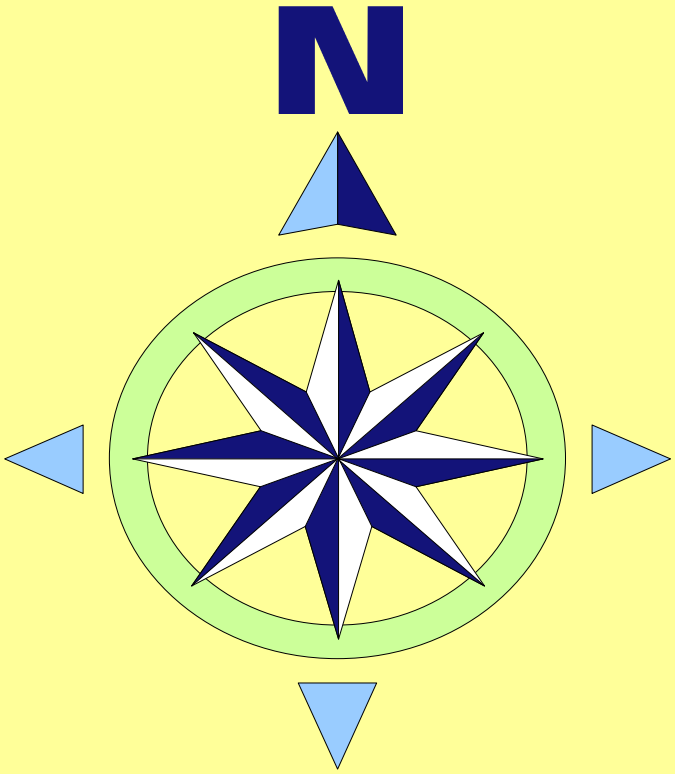

交通事故の被害者と　その家族のために

犯罪被害者等支援
シンボルマーク和歌山版
「きしゅうのギュっとちゃん」

このリーフレットは、

- 警察における支援制度について
- 捜査や裁判がどのように進み、加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- 利用できる保険や救済制度にはどのようなものがあるのか
- 捜査のため、皆様にどのようなことをお願いすることになるのか

などについてお知らせし、わずかでも皆様の手助けになれば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

被害者支援員

和歌山県　　警察署
課　　係
氏名
電話
内線

連絡捜査員

和歌山県　　警察署
課　　係
氏名
電話
内線

和歌山県警察本部　広報県民課　犯罪被害者支援室
電話番号：０７３－４２３－０１１０
受付時間：月曜～金曜／ 9:00 ～ 17:00

犯罪被害者等支援員制度

警察では、交通事故による被害を受け、動揺されている方に、警察官が付き添うなどして、精神的負担の軽減を図り、捜査状況の説明や今後の不安等について相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の捜査はどうなってるの？
加害者は捕まったの？
処分はどうなったの？
などについて、事故を担当する捜査員が
○　加害者の氏名や年齢等
○　交通事故の発生日時、場所、捜査状況
○　どの検察庁に送致したか
○　起訴・不起訴の処分結果
○　裁判はどこで行われるか
などをお知らせします。
※　事故の事を思い出したくないので知らせないでほしいという方もいらっしゃると思います。その場合、その旨、捜査員にお伝えください。

カウンセリング支援

警察ではカウンセリング支援を行っています。
交通事故の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心身に変調を来すことが少なくありません。
突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得る反応です。
カウンセリングを希望される方は、担当捜査員にご相談ください。

お願い

被害者とご家族の方には、捜査のため、次のようなお願いをすることがありますのでご協力をお願いします。
【事情聴取】　捜査員が事故状況等についておたずねします。
【証拠品提出】　被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。
【実況見分立会い】　事案によっては、事故現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

自動車保険

自動車保険には、「自動車損害賠償責任保険」（以下「自賠責保険」）と、「任意保険」があります。

・「自賠責保険」は、被害者やその遺族の保護を図る目的で、車１台ごとに加入を義務づけられている保険です。

・「任意保険」は、自賠責保険で補いきれない損害賠償を補償する保険です。

自賠責保険	対　比	任意保険
加入しなければならない（義務）	加　入	任　意
人身損害のみ	対　象	人身損害と物の損害
死亡　3,000　万円（限度額） 傷害　120　万円（限度額） 後遺障害　75万～4,000万円 （1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償

自動車損害賠償補償事業

・ひき逃げされ、相手が判明しない

・事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない

・事故を起こした相手の車が盗難車だった

という事故については、「自賠責保険」ではなく、政府（国土交通省）が自動車損害賠償補償法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する「自動車損害賠償補償事業」があります。

保険金請求の方法や必要書類等は、損害保険会社などにおたずねください。

交通事故相談窓口

和歌山県警察本部広報県民課　(073)432－0110　＃9110（短縮ダイヤル）

和歌山県警察本部交通指導課　(073)473－0110（交通センター内）

県下各警察署交通課

和歌山県交通事故相談所　(073)441－2359（県庁内）

和歌山弁護士会　(073)422－4580

自動車事故対策機構和歌山支所(073)431－7337

日本損害保険協会そんぽ　0570－02－2808

ADR センター

和歌山市市民相談センター　(073)435－1025（市役所内）

紀の国被害者支援センター　(073)427－1000

福祉・税法上の救済措置

１．援助救済制度

次の手当、扶助、貸付、給付等が認められる場合があります。

◇官公庁が行うもの

【ひとり親家庭】

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金

【生活に困っている方】

困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助

◆各種援助・救済機関が行うもの

【自動車事故対策機構（NASVA）】

ア　交通遺児等への無利子貸付け（中学卒業まで）

イ　常時介護が必要な方への介護料の給付

（収入等一定の条件が必要）

ウ　交通遺児の生活相談等の受付　☎(073)431－7337

【交通遺児等育成基金（年金方式による育成給付金の支給）】

16歳未満の交通遺児が同基金に拠出金を払い込んで加入すると19歳に達するまで育成給付金を支給　☎0120－16－3611

【交通遺児育英会】

高校生以上の交通遺児に対する奨学金の貸与

☎03－3556－0771

２．税法上の救済制度

次の手当、扶助、貸付、給付等が認められる場合があります。

【医療費控除】

医療費から支給を受けた保険金等を差し引いた金額

【障害者控除】

一人につき27万円が控除（重度障害の場合は40万円）

【寡婦（夫）控除】

死別した妻（夫）に原則として27万円

※　詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

検察庁・裁判所の支援

被害者等通知制度（お問合せ先：事件を担当する検察庁）

被害に遭われた方等の希望に応じ、検察庁から

○　事件の処分結果

○　裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日

○　裁判結果

○　犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など

等について通知する制度があります。

被害者参加制度（お問合せ先：事件を担当する検察庁）

故意の犯罪行為（殺人、傷害など）や自動車運転過失致死傷等の被害者やご遺族は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という地位を得た上で、刑事裁判に参加すること、具体的には

○　公判期日に出席すること

○　証人や被告人に対して質問すること

○　事実又は法律の適用について意見を述べること　等

ができます。

損害賠償命令制度（お問合せ先：事件を担当する裁判所）

故意の犯罪行為（殺人、傷害など）の被害者やご遺族は、その刑事事件を担当している裁判所に対し、民事上の損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

少年審判の被害者傍聴（お問合せ先：事件を担当する家庭裁判所）

少年犯罪のうち、故意の犯罪行為（殺人、傷害など）や、自動車運転過失致死傷等の被害者やご遺族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

また、家庭裁判所から審判の状況について説明を受けることができます。

相談窓口	相談内容	電話番号
和歌山地方検察庁 （被害者ホットライン）	被害相談、事件に関する問合せ	０７３－４２２－４０２９
和歌山地方裁判所	損害賠償命令制度に関すること	０７３－４２２－４１９１
和歌山家庭裁判所	少年審判の被害者傍聴に関すること	０７３－４２２－４１９１
日本司法支援センター （法テラス和歌山）	法律等に関する情報提供 民事法律扶助	０５０－３３８３－５４５７

２０２４．８

交通事故の成人に対する刑事手続きは、おおむね次のとおりです。

※　加害者が少年のときは、少年審判手続きなどによる場合があり、これらの手続きとは異なることがあります。

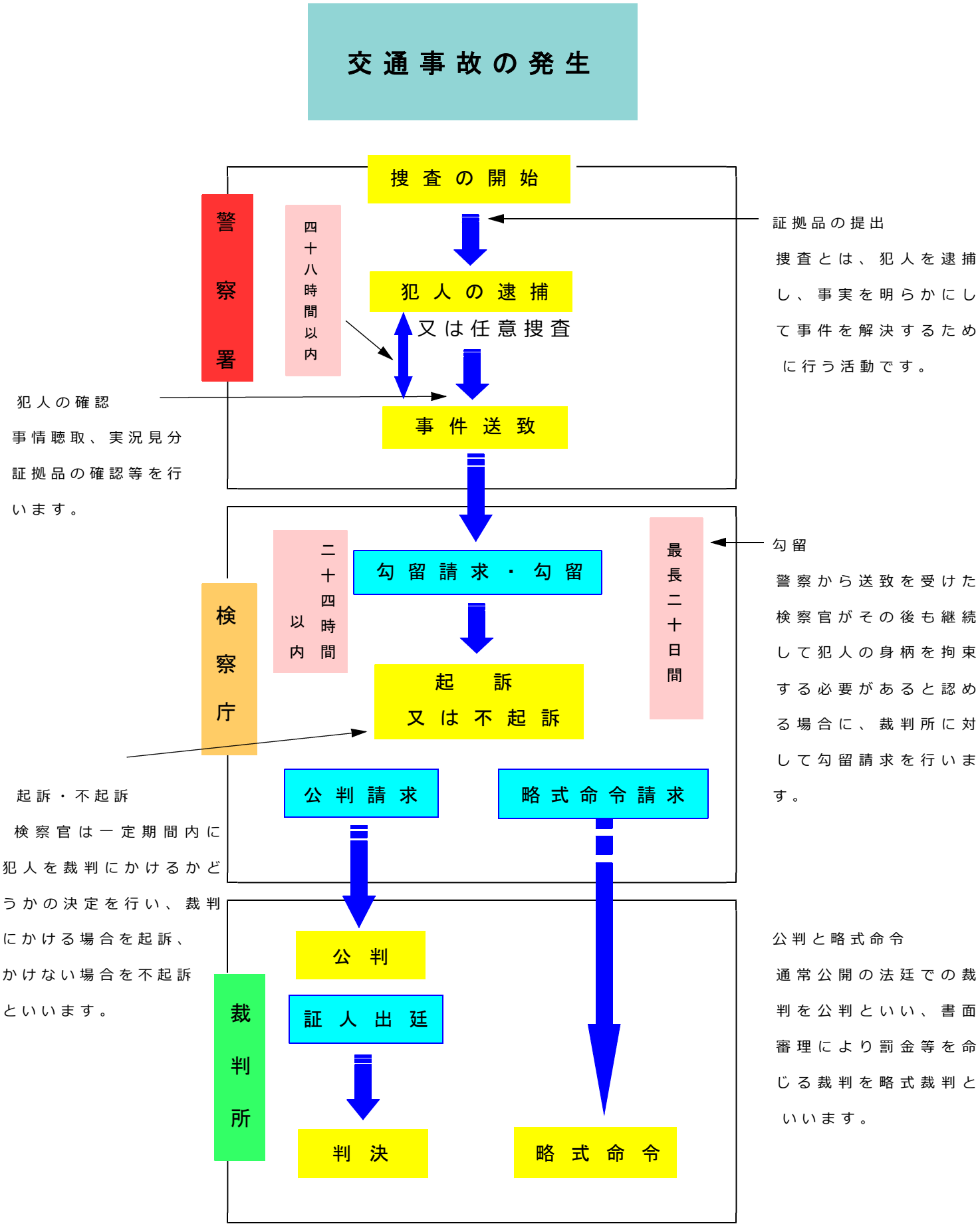

しんぱいごとリスト

今、あなたがお困りのこと、心配なことなどを書き込み、担当の警察官や相談窓口にご相談ください。

日常生活（家事・育児など）のこと

経済的なこと

仕事・学校のこと

ご自身・家族のこと

公的支援・制度について

その他